



しゅうがくえんじょ

就学援助のお知らせ



令和3年4月
高根沢町教育委員会

高根沢町には、小・中学生のお子さんのいる保護者で経済的にお困りの方を対象に、学用品費や給食費などの一部を援助する「就学援助制度」があります。

世帯の収入状況などの条件がありますので、お気軽に学校教育課にご相談ください。

I 就学援助の対象となる方

対象となる条件	申請に必要なもの
(1) 生活保護を受けている方	・就学援助費受給申請書
(2) 経済的に困っている方 (世帯全員の前年の収入額が生活保護基準の1.5倍未満の世帯) ★	・就学援助費受給申請書 ・町外から転入された場合は、最新の所得証明書など(前年の収入額がわかるもの) ・障害年金や遺族年金を受給している世帯員がいる場合は、年金通知書など
(3) 特別な事情がある方 (災害・事故・新型コロナウイルス感染症拡大などの影響による収入減)	・学校教育課にご相談ください。 (就学援助費受給申請書のほかに、必要書類を求める場合があります)

★ 世帯の収入額(上限)の目安(一例)

世帯人数	家族構成	収入額(持ち家)	収入額(借家等)
2人	母(父)、小学生	309万円	360万円
3人	母(父)、未就学児、小学生	372万円	429万円
3人	母(父)、小学生、中学生	403万円	460万円
4人	母(父)、小学生、小学生、中学生	472万円	529万円
4人	父、母、小学生、中学生	399万円	456万円
5人	父、母、小学生、祖父、祖母	377万円	434万円

※上記の額は、世帯員の年齢・借家の家賃などにより増減があります。あくまで目安としてください。

申請前にご確認ください!

①「世帯」…住民票が別々であっても、同居している方は原則すべて同一世帯とします。

単身赴任や出稼ぎなどで別居している配偶者等も、同一世帯とします。

②「前年の収入額」

…令和3年6月申請分までは、令和元年1月1日～12月31日の収入額を確認します。

令和3年7月申請分からは、令和2年1月1日～12月31日の収入額を確認します。

※7月前でも、令和2年中の確定申告などを提出できる場合は、令和2年中の収入額で審査します。

2 申請の方法

- ・「就学援助費受給申請書」を学校または学校教育課で受け取るか、町ホームページでダウンロードして、必要事項を記入し学校または学校教育課に提出してください。申請は年度の途中でも受け付けています。
- ・初めて申請される方は、事前に学校教育課にご相談いただくと、手続きがスムーズです。
(電話・メールでの相談可)
- ・申請は年度ごとに必要です。認定を受けた翌年度も引き続き就学援助を受けたい場合には、継続申請が必要になります。継続申請の対象者には、学校を通して申請書をお渡ししています。

3 支給金額と支給方法

年3回(目安: 7月・11月・3月)に分けて、学校を通じて保護者の口座に支給します。

援助の種類	小学生	中学生	
学用品費	11,630円	22,730円	認定月から月割りで支給 (通学用品費は1年生を除く)
通学用品費	2,270円	2,270円	
新入学用品費	51,060円	60,000円	入学前に支給
校外活動費(日帰り)	1,600円	2,310円	左記を限度に実費支給
校外活動費(宿泊)	3,690円	6,210円	
修学旅行費	22,690円	60,910円	
卒業アルバム代	11,000円	8,800円	
オンライン学習通信費	12,000円	12,000円	家庭学習開始後支給
給食費	46,200円	55,000円 中3: 52,500円	就学援助費から直接徴収 (口座への振込はありません)

※支給金額は、国の基準額見直しなどにより、年度の途中で変更になることがあります。

※生活保護受給者の方は、修学旅行費のみ支給します。

※学校集金等に未納がある場合には、未納分を差し引いて支給することがあります。

※小中学校入学予定者の新入学用品費は、学校教育課から保護者の口座に支給します。

入学する年の4月末までに就学援助の認定を受けた児童生徒が支給対象です。

4 その他

- ・就学援助を受けている方は、学童保育の利用料金が減免となります。(ただし、町の認定を受けている学童に限ります。)減免の手続きは、各学校の学童保育所におたずねください。
- ・家族状況等に変化があった場合は、学校教育課にお知らせください。家族状況や収入額に偽りがあった場合は、就学援助費を返還していただくことがあります。



お問合せ・ご相談は・・・

高根沢町教育委員会事務局

学校教育課 学校支援係

TEL ☎ : 028-675-1037

メール : gakkyou@town.takanezawa.tochigi.jp

〒329-1225 高根沢町大字石末1825番地

(改善センター内 こどもみらい課の隣)